

松浦市余裕期間制度を活用した工事試行要領の一部を改正する要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第4条 略 (対象工事)</p> <p>第5条松浦市が発注する当初設計金額が<u>200万円</u>を超える建設工事に適用する。ただし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。 なお、試行を行う工事は、入札公告、入札執行通知書及び特記仕様書に必要事項を明記するものとする。</p> <p>(1) 災害復旧等の緊急性を要する工事 (2) 供用開始や関連工事に影響を及ぼす等工期に制約がある工事 (3) その他、余裕期間の設定がなじまないと判断される工事</p> <p>第6条—第12条 略 様式第1号及び様式第2号 略</p>	<p>第1条—第4条 略 (対象工事)</p> <p>第5条松浦市が発注する当初設計金額が<u>130万円</u>を超える建設工事に適用する。ただし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。 なお、試行を行う工事は、入札公告、入札執行通知書及び特記仕様書に必要事項を明記するものとする。</p> <p>(1) 災害復旧等の緊急性を要する工事 (2) 供用開始や関連工事に影響を及ぼす等工期に制約がある工事 (3) その他、余裕期間の設定がなじまないと判断される工事</p> <p>第6条—第12条 略 様式第1号及び様式第2号 略</p>